

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「に該当するもの 別表第1に定める額」を「に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額 零」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）次に掲げる教育・保育認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額

ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

イ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

第2条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表階層区分の項中「子ども・子育て支援法施行規則」の次に「（平成26年内閣府令第44号）」を加え、

同表第1階層の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成6年法律第30号）」を加え、同表第3階層の項中「2,500円」を「0円」に改め、同表備考の1中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表備考の2中「亀山市税条例」の次に「（平成17年亀山市条例第50号）」を加え、同表備考の3中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「ひとり親世帯等」を「次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）」に改め、同備考に次のように加える。

（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（2）次に掲げる在宅障がい者（児を含む。）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の受給者、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等の受給者

（3）教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表第2備考の4（2）中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同備考（4）中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表備考の5中「支給

認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「子ども・子育て支援法施行令」の次に「（平成26年政令第213号）」を加え、同表備考の6を削り、同表を別表第1とする。

別表第3中「1日あたり」を「1日当たり」に、「別表第1又は別表第2の階層区分が」を「世帯の状況が別表第1における」に、「に属する」を「の階層区分に該当する」に、「1月あたり子ども」を「1月当たり子ども」に改め、同表備考の2中「別表第2又は別表第3」を「別表第1又はこの表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。